（組織変更に際しての計算に関し必要な事項の農林水産省令への委任）

第八十六条の六　組織変更に際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（質権の効力）

第八十六条の七　組合の持分を目的とする質権は、当該組合の組合員が組織変更により受けるべき株式又は金銭の上に存在する。

2　組合は、組織変更の決議を行つたときは、当該決議の日から二週間以内に、その旨を前項の質権を有する者で知れているものに各別に通知しなければならない。

（組織変更の効力の発生等）

第八十六条の八　組織変更をする組合は、効力発生日に、株式会社となる。

2　組織変更をする組合は、効力発生日に、第八十六条の三第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3　組織変更をする組合の組合員は、効力発生日に、第八十六条の三第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

4　前三項の規定は、第八十六条の三第六項において準用する第八十六条第二項において準用する第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

5　会社法第七百八十条の規定は、組織変更の効力発生日について準用する。この場合において、同条第三項中「この款及び第七百四十五条」とあるのは、「水産業協同組合法第三章第三節」と読み替えるものとする。

（組織変更の届出）

第八十六条の九　組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（組織変更計画に関する書面等の備付け及び閲覧等）

第八十六条の十　組織変更後株式会社は、第八十六条の三第六項において準用する第八十六条第二項において準用する第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、効力発生日から六月間、本店に備え置かなければならない。

2　組織変更後株式会社の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社の営業時間内は、いつでも、組織変更後株式会社に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組織変更後株式会社は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　組織変更後株式会社の株主及び債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

（組織変更の無効の訴え）

第八十六条の十一　会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、組織変更の無効の訴えについて準用する。

（政令への委任）

第八十六条の十二　第八十六条の二から前条までに定めるもののほか、組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七条中「第百十四条第四項」を「第百十四条第五項」に改める。

第百八条を削る。

第百九条中「第八十六条第四項、」を削り、「含む。）」の下に「又は第八十六条第四項において準用する会社法第五百七条第三項の規定による決算報告」を加え、同条を第百八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（組織変更の登記）

第百九条　漁業生産組合が、組織変更をしたときは、効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の漁業生産組合については解散の登記をし、組織変更後株式会社については設立の登記をしなければならない。

第百十二条中「第百九条」を「第百八条」に改める。

第百十四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　会社法第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

第百十八条中「第八十六条第四項、」を削り、「含む。）」の下に「又は第八十六条第四項において準用する会社法第五百七条第三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（組織変更の登記の申請）

第百十八条の二　組織変更後株式会社の設立の登記の申請書には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　漁業生産組合の総会の議事録

四　組織変更後株式会社の取締役（組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面

五　組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

六　株式名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

七　第八十六条の三第六項において準用する第五十三条第二項の規定による公告及び催告（同項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

第百十九条ただし書中「第八十六条第三項、」を削る。

第百二十条中「（昭和三十八年法律第百二十五号）」を削り、「及び第三項」の下に「、第七十六条、第七十八条」を加える。

第百二十九条の十を第百二十九条の十一とし、第百二十九条の九の次に次の一条を加える。

第百二十九条の十　次に掲げる場合には、漁業生産組合の役員又は組織変更後株式会社の取締役若しくは執行役（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役若しくは執行役の職務を代行する者又は会社法第三百四十六条第二項の規定若しくは同法第四百三条第三項において準用する同法第四百一条第三項の規定により選任された一時取締役若しくは執行役の職務を行うべき者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一　第八十六条の三第一項から第五項までの規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二　第八十六条の三第六項において準用する第八十六条第二項において準用する第五十三条第二項に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。